4．調査結果概要

分類	調査対象物質	土壌ガス 基準(ppm)＊	土壌ガス 調査対象区画数	土壌ガス 最大濃度(ppm)	土壌ガス ガス検出区画数	土壌ガス 試料採取等の省略	土壌ガス（地下水） 基準(mg/l)	土壌ガス（地下水） 調査対象区画数	土壌ガス（地下水） 測定結果(mg/l)	土壌ガス（地下水） 基準超過区画数	土壌ガス（地下水） 試料採取等の省略
第一種特定有害物質（揮発性有機化合物）	トリクロロエチレン	*0.1*					0.01				
	テトラクロロエチレン	*0.1*					0.01				
	ジクロロメタン	*0.1*					0.02				
	クロロエチレン	*0.1*					0.002				
	四塩化炭素	*0.1*					0.002				
	1，2-ジクロロエタン	*0.1*					0.004				
	1，1-ジクロロエチレン	*0.1*					0.1				
	1，2-ジクロロエチレン	*0.1*					0.04				
	1，1，1-トリクロロエタン	*0.1*					1				
	1，1，2-トリクロロエタン	*0.1*					0.006				
	1，3-ジクロロプロペン	*0.1*					0.002				
	ベンゼン	*0.05*	10	ND	0	無	0.01				

分類	調査対象物質	基準(mg/l)＊	溶出量調査 調査対象区画数	溶出量調査 最深調査深度(m) 注)1	溶出量調査 最大濃度(mg/l)	溶出量調査 最大汚染深度(m) 注)1	溶出量調査 基準超過区画数 注)3	溶出量調査 試料採取等の省略	代表地点における地下水調査 試料採取区画数	代表地点における地下水調査 最大濃度(mg/l)	代表地点における地下水調査 基準超過区画数	代表地点における地下水調査 試料採取等の省略	対象地境界における地下水調査 試料採取地点数	対象地境界における地下水調査 最大濃度(mg/l)	対象地境界における地下水調査 基準超過地点数	対象地境界における地下水調査 試料採取等の省略
第一種特定有害物質（揮発性有機化合物）	トリクロロエチレン	0.01														
	テトラクロロエチレン	0.01														
	ジクロロメタン	0.02														
	クロロエチレン	0.002														
	四塩化炭素	0.002														
	1，2-ジクロロエタン	0.004														
	1，1-ジクロロエチレン	0.1														
	1，2-ジクロロエチレン	0.04														
	1，1，1-トリクロロエタン	1														
	1，1，2-トリクロロエタン	0.006														
	1，3-ジクロロプロペン	0.002														
	ベンゼン	0.01														
第二種特定有害物質（重金属等）	カドミウム及びその化合物	0.003														
	シアン化合物	*0.1*														
	鉛及びその化合物	0.01														
	六価クロム化合物	0.05														
	砒素及びその化合物	0.01														
	水銀及びその化合物	0.0005														
	セレン及びその化合物	0.01														
	ほう素及びその化合物	1														
	ふっ素及びその化合物	0.8														
第二種特定有害物質（農薬等）	有機燐化合物	*0.1*														
	ポリ塩化ビフェニル	*0.0005*														
	チウラム	0.006														
	シマジン	0.003														
	チオベンカルブ	0.02														

＊基準欄の斜字：の基準は、「不検出」を示す。

分類	調査対象物質	含有量調査 基準(mg/kg)	調査対象区画数	最深調査深度(m)	最大濃度(mg/kg)	最大汚染深度(m)	基準超過区画数	試料採取等の省略
第二種特定有害物質（重金属等）	カドミウム及びその化合物	45						
	シアン化合物	50						
	鉛及びその化合物	150						
	六価クロム化合物	250						
	砒素及びその化合物	150						
	水銀及びその化合物	15						
	セレン及びその化合物	150						
	ほう素及びその化合物	4000						
	ふっ素及びその化合物	4000						
基準不適合範囲の地番								
基準不適合範囲の面積 注)2 (m²)		0.000						
備考	調査対象区画数	10 区画						
	濃度範囲の数値の着色は基準不適合又は第二溶出量基準不適合であることを示す。							

●区画数は、調査対象地内の単位区画（10mメッシュ）の合計数を記載ください。
①30mメッシュの調査（一部調査対象区画の調査）を行った範囲については調査対象区画数、自然由来特例調査を行った範囲についてはその間の対象区画数として計算してください。
②第一種特定有害物質の溶出量調査で代表地点でボーリングを行った場合は、ガス検出範囲を含めた区画数で計算してください。
③統合された区画は１区画と数えてください。
④土壌汚染の存在するおそれがないと認められる範囲の区画数は含めないでください。
⑤全体の調査範囲に対し、分割して報告書を作成している場合、原則、当報告書で報告する範囲の区画数でまとめてください。

注）１　第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質の詳細調査の結果を報告する場合は、詳細調査（深度方向調査）結果報告シートを作成してください。
なお、詳細調査結果は、法に基づく調査の場合は第７条第１項又は第12条第１項、条例に基づく調査の場合は第117条第３項の届出で報告してもかまいません。

注）２　土壌ガス等を検出しボーリング調査を実施した場合には、ボーリング調査結果も踏まえて基準不適合範囲の面積を記入してください。

注）３　第一種ボーリング調査結果については、代表地点以外の調査結果も含めて基準超過と評価される区画数を記載してください。

別紙資料

別紙 1

1.土壌汚染状況調査の概要

1-1.調査件名

セルフ堀之内給油所 土壌環境調査

1-2.調査目的

中央エネライフ株式会社セルフ堀之内給油所（以下、調査対象地）では施設の改造工事を行うにあたり、埋設配管や地下燃料タンクの入替え工事の際に土壌の掘削および発生土の埋め戻しが発生する。このため、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）第 116 条第 1 項に基づき、土壌汚染状況調査を実施した。なお、土壌汚染状況調査の方法は東京都土壌汚染対策指針に準拠して行った。

1-3.調査対象地概要

調査対象地概要を以下に、調査対象地位置図を図 1 に示す。

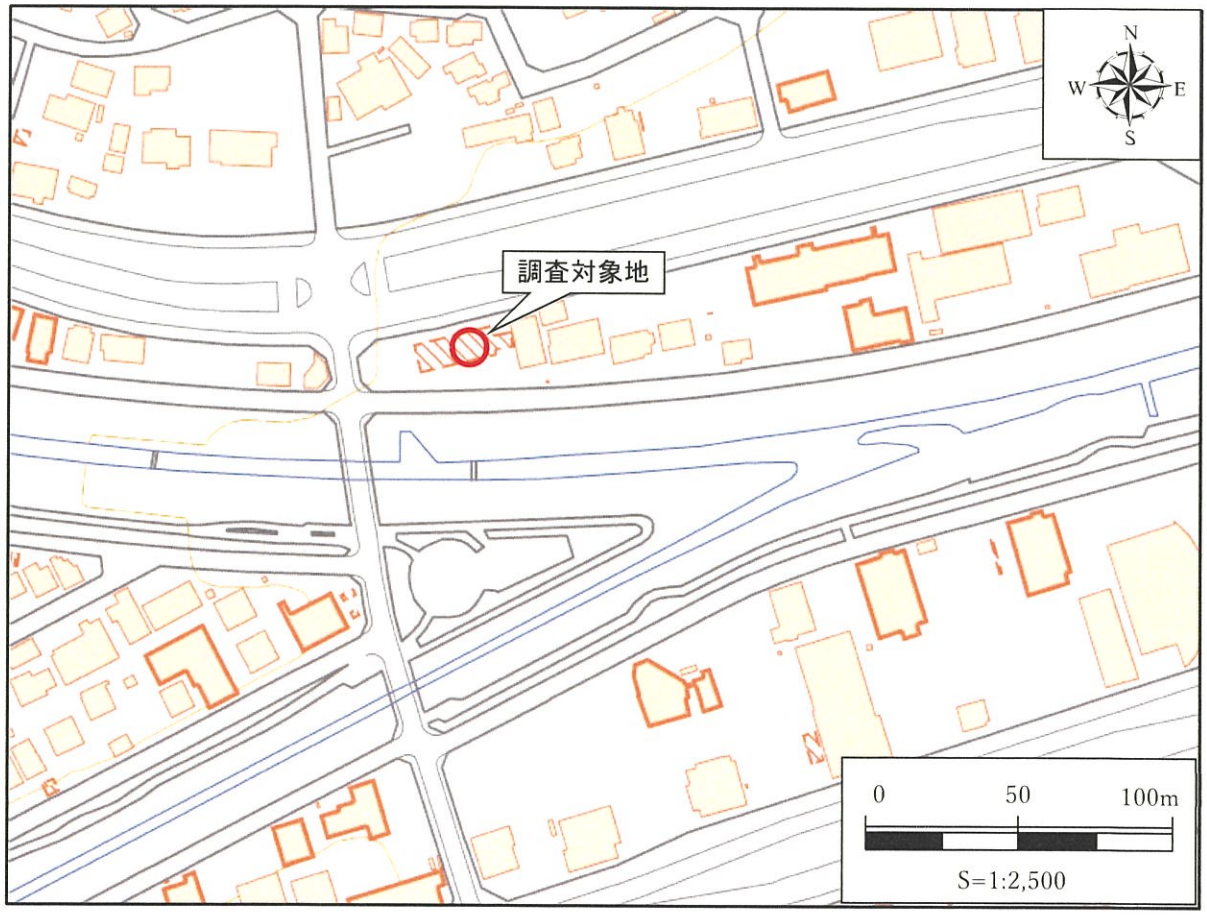
事業所の名称：中央エネライフ株式会社　セルフ堀之内給油所

調査対象地の場所：八王子市堀之内 2 丁目 1-4（住居表示）

八王子市堀之内 2 丁目 1 番 2、1 番 3、1 番 4（地番表示）

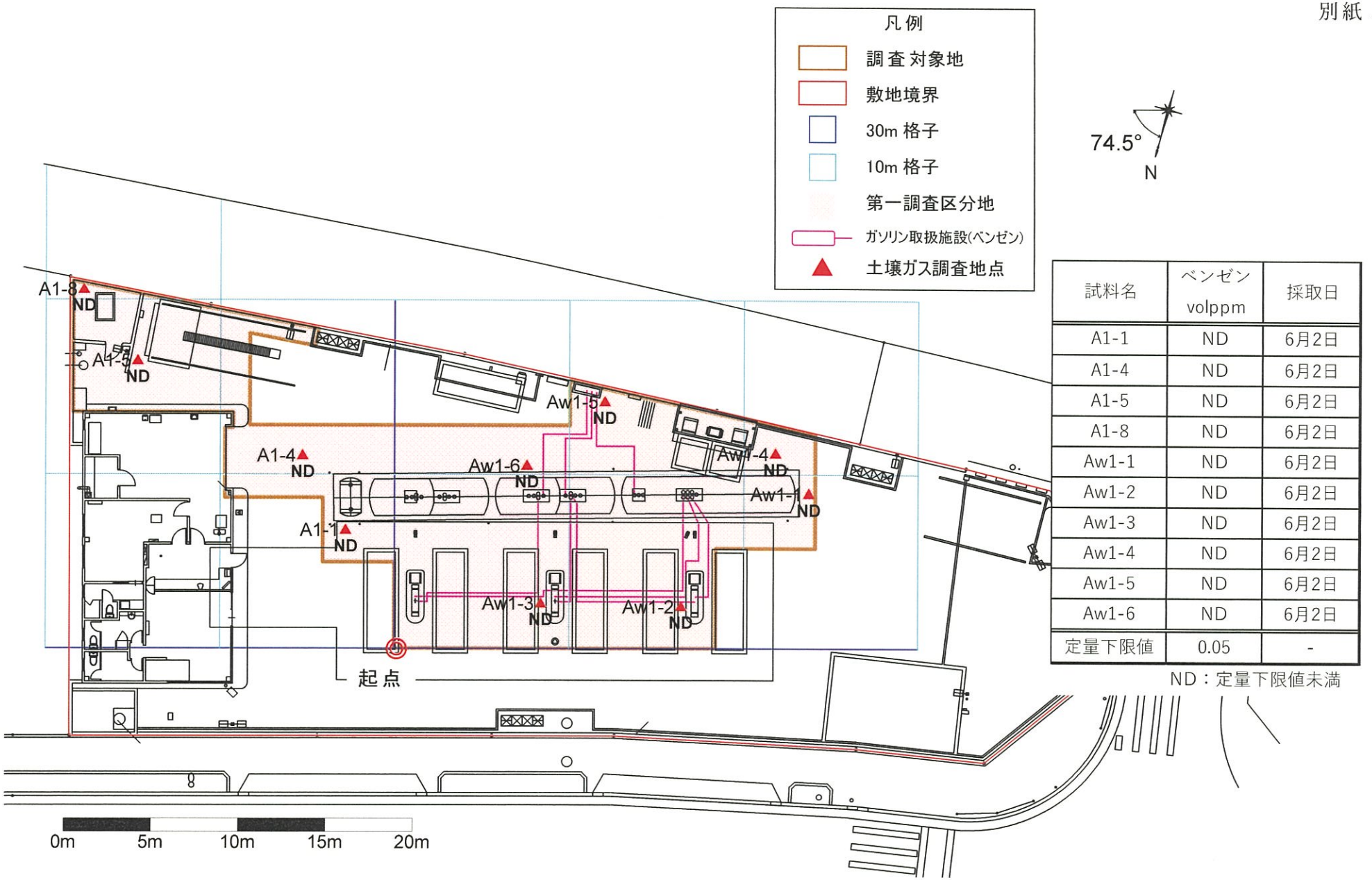
調査対象地面積：416.82 ㎡（給油所の改造工事に伴い土壌の掘削を行う土地を対象地とした）

（調査対象地は別紙 2：図 2 参照）



（地理院地図より）

図 1　対象地位置図



試料名	ベンゼン volppm	採取日
A1-1	ND	6月2日
A1-4	ND	6月2日
A1-5	ND	6月2日
A1-8	ND	6月2日
Aw1-1	ND	6月2日
Aw1-2	ND	6月2日
Aw1-3	ND	6月2日
Aw1-4	ND	6月2日
Aw1-5	ND	6月2日
Aw1-6	ND	6月2日
定量下限値	0.05	-

ND：定量下限値未満

図 5 調査地点および調査結果図